



トップアンドコア通信

【2025 年 2 月号】

いわゆる「年収の壁」を撤廃できるか、公的年金制度の改革法案をめぐり、議論が本格化しています。昨年 12 月に社会保障審議会が示した**令和 7 年 年金制度改革「議論の整理」**では、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や「106 万円の壁」への制度的対応（単に手取り収入が減少しない仕組み）の具体的な方向性が示されました。

今後、大きな改正が予想される年金制度改革。国会審議から目が離せません。

■ 2025 年 2 月 厚労省が初めて「化学物質管理強調月間」を実施

職場で取り扱われる化学物質のうち危険・有害性を有する物質は約 2,900 程度存在しています。

厚生労働省では、危険・有害な化学物質管理の重要性について意識の高揚を広め、化学物質管理活動の定着を図ることを目的に **2025 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの 1 か月間**を「**化学物質管理強調月間**」とし、特別イベント、ワークショップ、化学物質の説明会および都道府県環境部局と連携した集団指導等が予定されています。

なぜ、「化学物質管理強調月間」が必要なのか？

化学物質化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果、

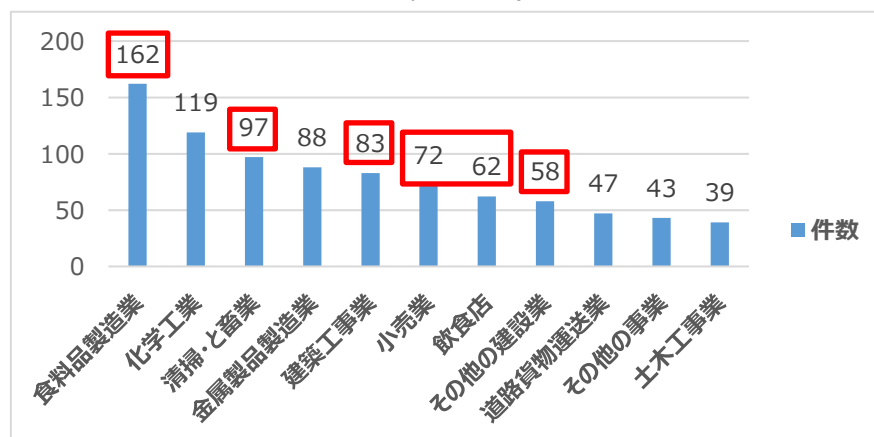
「有害物等との接触」による**労働災害 3 年分（令和元年から 3 年）1,229 件**の詳細をみると、

食品製造業、小売業・飲食店、清掃業など

今まで**化学物質管理と関連が薄かった業種で多くの災害が発生**しています。

事故の型	年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
有害物等との接触			404	(10)	430	(8)	408	(10)	442	(2)	463	(3)
爆発			35	(1)	34	(2)	34	(1)	34	(5)	49	(4)
火災			95	(37)	34	(1)	30	(8)	36	(0)	30	(1)
合 計			534	(48)	498	(11)	472	(19)	512	(7)	542	(8)

■ 業種別発生状況（※以下は上位 11 業種抜粋）



化学工業（119 件）、金属製品製造業（88 件）よりも**食品製造業（162 件）、小売業・飲食店（計 134 件）、清掃・と畜業（97 件）、建築工事業・その他の建設業（計 141 件）**
製造業以外の業種において多く発生している点、問題意識をもつ必要があると言えます。

■賃金のデジタル払い 2 社目の指定にリクルートと三菱UFJ 銀行の子会社

先月、PayPay に次ぐ 2 社目として、リクルートと三菱 UFJ 銀行が共同出資する株式会社リクルート MUFG ビジネス（以下、RMB）が、資金移動業者として厚生労働大臣より指定を受けました。

<サービスを受けるには（2025 年 1 月 16 日よりサービス提供開始）>

- ① リクルートが提供する給与支払サービス『Air ワーク 給与支払』と RMB が提供する決済ブランド『COIN+（コインプラス）』を連携する
- ② 導入する企業は、労働者の過半数で組織する労働組合、
または労働者の過半数を代表する従業員との間での労使協定締結、
従業員への説明・同意取得を行う



上記①②が完了すれば、従業員は現在受け取り可能な銀行口座に加え、『COIN+』を組み込んだ RMB が提供するスマホアプリ『エアウォレット』で **30 万円を残高上限額とした即払い**受け取りも選べるようになるとしています。

■マイナポータルでの離職票受け取りの実務 FAQ（2025 年 1 月 20 日～）

「離職票」をマイナポータルで受け取ることでできる仕組みが始まり、話題が集中しています。公開中の**事業所および従業員向け Q&A** からお問い合わせの多い 2 つをピックアップいたしました。

【事業所の方向けFAQ】

Q10 離職票以外にマイナポータルに送信される公文書はありますか。

A10 電子申請で離職手続きを行った場合に離職者用として発行される公文書はすべてマイナポータルでの交付対象となります。具体的には次のとおりです。

- ・離職票－1・資格喪失確認通知書（被保険者用）
- ・離職票－2
- ・雇用保険被保険者期間等証明票
- ・雇用保険被保険者証・雇用保険被保険者氏名変更届受理通知書（※離職手続き時に氏名変更が行われた場合のみ対象）

Q11 マイナンバーの登録を行っていない被保険者について資格喪失届にマイナンバーを記載して提出した場合は、対象となりますか。

A11 マイナンバーの登録にはハローワークにおける確認作業が必要となるため、資格喪失届にマイナンバーを記載いただいても離職票発行までの間にマイナンバーを登録することができず、**対象とはなりません。大変お手数ですが資格喪失届提出の 2 週間程度前までにマイナンバーの登録手続きを行ってください。**



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46 F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP ｸｰﾎﾞ名古屋 7 F

TEL : 052-589-8753

E-mail : contact@topandcore.or.jp [http : //www.topandcore.com/](http://www.topandcore.com/)

